

43. 雇用保険とは何ですか？ どのような人が対象となりますか？

雇用保険は労働者が失業し、生活が不安定になったときに基本手当（いわゆる失業給付）を支給し、その人の生活を安定させるとともに失業者の再就職の促進を目指すための保険制度です。労災保険は労働基準法の労働者であれば、全ての人を対象になりますが、雇用保険は全ての労働者が対象になるわけではありません。特にパートの人が問題になります。パートタイムの人で雇用保険の対象になるのは、31日以上引き続き雇用することが見込まれる人で、1週間の所定労働時間が20時間以上の人です。平成29年1月1日以降、65歳以上の労働者についても、「高年齢被保険者」として雇用保険の適用対象となります。